

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号
マツダ株式会社
代表取締役社長 井 卷 久 一

第138回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第138回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださるか、当社指定のインターネット議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成16年6月22日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
 - 報告事項 第138期（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 第138期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」2頁から5頁に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」5頁から7頁に記載のとおりであります。
 - 第4号議案 自己株式買受の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」7頁に記載のとおりであります。
 - 第5号議案 取締役5名選任の件
 - 第6号議案 監査役1名選任の件
 - 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

1. 招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第138期報告書」のとおりであります。
2. 議案の内容・要領等につきましては、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご参照ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. インターネットにより議決権を行使くださる際は、11頁に記載の「インターネットによる議決権行使について」をお読みくださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,213,287個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第138期利益処分案承認の件

本議案につきましては、別添の「第138期報告書」18頁記載のとおりであります。

当期末の株主配当金につきましては、安定的な配当の実現に努め、1株につき2円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1)「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号 平成15年9月25日施行)において、定款の定めに基づいて取締役会の決議をもって自己株式を買受けることが認められたことから、将来の経営環境の変化に応じた機動的な対応ができるよう、定款第6条(自己株式の買受け)を新設するものであります。
- (2)「商法等の一部を改正する法律」(平成14年法律第44号 平成15年4月1日施行)において、定款に定めることにより単元未満株式の買増しが認められたことから、株主の皆様への便宜を図るため、定款第8条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。また、これに伴い、現行定款第7条(株式取扱規程)、第8条(名義書換代理人)及び第9条(届出)に所要の変更を行うものであります。
- (3)上記の変更による条文の新設に伴い、現行定款第6条以下の条数を繰り下げるとともに、一部字句を変更するなど規定の整備を図ろうとするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(新 設)</p> | <p>(自己株式の買受け) <u>第6条</u> 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> |
| <p>第<u>6</u>条 (省 略)</p> | <p>第<u>7</u>条 (現行どおり)</p> <p>(単元未満株式の買増し) <u>第8条</u> 当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</u></p> |
| <p>(株式取扱規程) 第<u>7</u>条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> | <p>(株式取扱規程) 第<u>9</u>条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、<u>単元未満株式の買取り及び買増し</u>、その他株式に関する手続及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> |
| <p>(名義書換代理人) 第<u>8</u>条 (省 略)</p> <p>2. (省 略)</p> | <p>(名義書換代理人) 第<u>10</u>条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>(届出) 第9条 株主（<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。）及び質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>第10条～第17条（省 略）</p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上<u>にあたる株式を有する株主</u>の出席を要する。</p> <p>2. (省 略)</p> <p>第19条～第29条（省 略）</p> | <p>3. 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り<u>及び買増し、</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>(届出) 第11条 株主及び質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p> <p>第12条～第19条（現行どおり）</p> <p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第21条～第31条（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</p> <p>第31条～第40条 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>第31条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。</p> | <p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>第33条～第42条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第33条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。</p> |

第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件 (ストックオプション付与の件)

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社(当社子会社)取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役に対し新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株

未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2)発行する新株予約権の総数

2,200個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3)新株予約権の発行価額

無償とする。

(4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株当たりの払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、当該金額が、新株予約権の申込日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値とする。なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額} + \text{既発行株式数} \times \text{新規発行前の株価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5)新株予約権の権利行使期間

平成18年7月1日から平成21年6月30日

(6)新株予約権の行使の条件

①新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)は、その地位を喪失した場合(取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。)において

も、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

②新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、⑤に規定する契約に定める条件による。

③新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

④新株予約権行使申込日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が400円以上であることを要する。

⑤その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由及び消却条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、(6)①及び⑤に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第4号議案 自己株式買受の件

ストックオプションに対応するための代用自己株として利用することを主な目的として、商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式2,200,000株、取得価額の総額9億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役5名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺一秀、山内 孝、長谷川 鎌一、ルイス・ブースの4氏が任期満了となり、また、本株主総会終結の時をもって、取締役 松原恒夫氏が辞任されますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴及び他の会社の代表状況 | 1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係 |
|-------|--|---|----------------------------------|
| 1 | わた なべ かず ひで 渡 辺 一 秀 昭和15年4月14日生 | 昭和39年4月 当社入社 平成2年10月 当社人事部副本部長 平成4年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年12月 当社代表取締役副会長 平成12年6月 当社代表取締役会長 現在に至る | 1. 54,000株 2. 後記(注) |
| 2 | やま の うち たかし 山 内 孝 昭和20年1月10日生 | 昭和42年4月 当社入社 平成8年1月 当社企画本部長 平成8年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年12月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る | 1. 27,000株 2. な し |
| 3 | は せ がわ りょういち 長谷川 録一 昭和21年2月20日生 | 平成11年4月 株式会社住友銀行本店 支配人 平成11年10月 同行本店支配人兼国際 総括部中国室長 平成12年5月 同行本店支配人 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る | 1. 7,000株 2. な し |
| 4 | * ジョン・ジー・ パーカー (John G. Parker) 1947年8月31日生 | 1998年12月 フォード モーター カンパニー フォードオートモーティブ オペレーションズ ビジネスストラテジー ディベロップメント プログラム (ミレニアム) ディレクター 1999年9月 福特六和汽車股份有限公司 プレジデント 2002年1月 フォード モーター カンパニー アセアンオペレーションズ プレジデント 2003年8月 当社副社長執行役員 現在に至る | 1. 0株 2. な し |

| 候補者番号 | 氏名 生年月日 | 略歴及び他の会社の代表状況 | 1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係 |
|-------|--|---|----------------------------------|
| 5 | * お 尾 崎 清 ぎ き よ し 昭和23年1月12日生 | 昭和46年4月 当社入社 平成10年10月 当社関連事業本部長 平成12年1月 当社企画本部長 平成13年6月 当社取締役 平成13年6月 当社財務本部長 現在に至る 平成14年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務執行役員 現在に至る [他の会社の代表状況] マツダモーターインターナショナル 株式会社代表取締役社長 | 1. 9,000株 2. な し |

(*は新任候補者であります。)

(注) 候補者 渡辺一秀氏は、財団法人マツダ財団理事長を兼務しており、当社は同財団に対して運用財産の寄付を行っております。

第6号議案 監査役1名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 下野輝弘氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 生年月日 | 略歴及び他の会社の代表状況 | 1. 所有する当社の株式の数 2. 当社との特別の利害関係 |
|--|--|----------------------------------|
| * くろ 黒 沢 幸 治 さわ こう じ 昭和26年12月30日生 | 昭和49年4月 当社入社 平成6年6月 当社法務部主幹 平成11年7月 当社法務部主席 平成12年12月 当社海外販売本部長 現在に至る | 1. 0株 2. な し |

(*は新任候補者であります。)

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 ルイス・ブース及び本株主総会終結の時をもって辞任されます取締役 松原恒夫の2氏、並びに本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます監査役 下野輝弘氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|-------------------------|---|
| ル イ ス ・ ブ ー ス | 2002年6月 当社代表取締役社長 兼 CEO（最高経営責任者） 2003年8月 当社取締役 現在に至る |
| まつ ばら つね お 夫 松 原 恒 夫 | 平成15年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る |
| しも の てる ひろ 下 野 輝 弘 | 平成13年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る |

以 上

インターネットによる議決権行使について

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き】

議決権をインターネットにより行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) をご利用いただくことによりのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。(インターネットにより、議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」が必要となりますので、ご注意ください。)
2. インターネットによる議決権行使は、株主総会の前日の平成16年6月21日(月曜日)まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続等の接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、インターネット・エクスプローラー(Internet Explorer ver. 5.5以上)又はネットスケープ(Netscape ver. 6.2以上)を利用できること。
3. ハードウェア環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを使用することができること。

(Internet Explorer は Microsoft Corporation の、Netscape は Netscape Communications Corporation の登録商標です。)

お問合せ先：住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎0120-186-417 (インターネット議決権行使専用)

受付時間：【平日】 9：00～21：00
【土日】 9：00～17：00

株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号
当社本店講堂

電話 (082)282-1111(代表)

